

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方、マル福・マル特受給者証をお持ちの方へ

保険証やマル福・マル特受給者証で第三者行為によるけがの治療――

まずは、役場へご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってかかった医療費は、被害者に過失がない限り“加害者が負担することが原則”です。けがの治療に保険証やマル福・マル特受給者証を使用する場合は、保険者等への届け出が義務付けられています。

第三者行為による けが・病気とは？

どんなこと？

交通事故に遭った



一方的に暴力行為を受けた



他人の飼い犬にかまれた



他人の落下物に当たった



飲食店などで食中毒に遭った



病院に行く前に必ず、ご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってけがや病気をしたときでも、届け出をすれば、保険証やマル福・マル特受給者証を使って治療を受けることができる場合があります。この場合の医療費は、加害者が負担することが原則なので、健康保険や村が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。届け出に必要な書類等をご案内しますので、**医療機関を受診する前に、必ず福祉保険課へご連絡ください。**

届け出をしないと…

届け出がなかったり、遅れたりしてしまうと、健康保険や村は、加害者から医療費を回収することができません。健康保険や村が負担する医療費は、皆さん納付している保険料や税金から支払われています。そのため、医療費の負担が増え続けると、制度の維持のために、保険料(税)の引き上げ等につながってしまう可能性があります。

注意

こんなときは保険証やマル福・マル特受給者証が使えません！



- ▼届け出の前に示談を済ませてしまった。
- ▼飲酒運転等、治療を受ける本人の不法行為による事故。
- ▼けんかによるけが。
- ▼自傷行為によるけが・病気。 ※精神疾患がある場合には保険証が使えることもあります。
- ▼職場や学校での事故(通勤・通学を含む)。 ※労災保険や災害共済が対象となります。



[問い合わせ] 福祉保険課(☎282-1711) ▽ 国民健康保険に関すること…国保年金担当(内線1132) ▽ 後期高齢者医療保険、マル福・マル特に関すること…地域医療担当(内線1135)